

令和2年9月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和2年9月29日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

日程第4 報告第 1号 G I G Aスクール構想の実現に向けた計画等について

日程第5 議案第13号 令和2年度伊勢原市教育委員会点検評価報告書について

日程第6 議案第14号 令和3年度伊勢原市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

その他

閉 会

市議会 9月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	今野 康敏 (1日目4番)	<p>発言の主題：1 「新しい生活様式」に向けた諸施策の具現化について (学校教育課)</p> <p>(1) 小中学校における感染防止対策、熱中症対策の取組について 新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、文部科学省策定の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本とし、安全な学校運営に努めています。 小中学校では、児童生徒のマスク着用、手洗いの励行、毎朝の検温記録を含めた健康カードの記入等の協力を保護者に求めています。 また、不特定多数の方々との接触を極力避けるため、不要不急の来校の自粛及び来校された場合の手洗い、咳エチケット等の協力を求めています。 教室では、席の間隔の確保や机を対面に配置しない等の工夫を図るとともに、密となる学習活動や用具の共用についても控える等、着実に学びを進めていくことができるよう努めています。 熱中症対策としては、厚生労働省と環境省が共同で作成した「新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント」や気象庁が試行している「熱中症警戒アラート」等を参考に、こまめな水分補給や屋内外での運動や活動を控えたり、マスクの着用を控える等、臨機応変な対応を図っています。</p> <p>発言の主題：2 学校における働き方改革について (学校教育課)</p> <p>(1) 教職員の在校等時間の適正な把握と管理について 教育委員会では、教職員の出退勤時間を把握するため、出退勤時に機器にICカードをタッチすることで出退勤時間が記録されるシステムを試行することとしました。 今年度は、比々多小学校と伊勢原中学校で試行実施し、試行の内容を踏まえ、全校への導入を検討します。</p> <p>(2) 教職員の勤務時間の上限に関する方針等の策定について 昨年12月に「効率の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が一部改正されたことに伴い、文部科学省が策定した指針により、教育委員会は、教育職員の在校等時間の上限に関する方針を規則等に規定することや教育職員の在校時間を客観的に計測することなどが示されました。 今後は、近隣市の状況等を踏まえながら、規則制定に向け取り組んでいきます。</p>

		<p>(3) <u>学校における働き方改革の現状と課題及び今後の対応について</u></p> <p>本市では、平成31年3月に、全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めるため、「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」を策定し、この中に4つの大きな取組みと、23の個別の取組を定めました。</p> <p>個別の取組の一つの学校閉庁日は、今年度も夏期休業中の8月12日から14日までの3日間を設定し、教職員の休暇の取得促進に努めています。</p> <p>昨年度は95%以上の教職員が休暇を取得できましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏期休業期間が短く、2学期の準備等に費やす時間が例年よりも多く必要となりましたが、引き続き、休暇等の取得率を把握し、分析していきます。</p> <p>スクール・サポート・スタッフの導入については、今年度は県費負担により配置可能なことから、学校のニーズに合わせた配置を行っていく予定です。</p> <p>しかし、教員の働き方改革を実行するためには、教員の増員が不可欠であり、国や県に対し要望しておりますが、早期実現は難しい状況です。このため、「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」に基づき、できることから着実に進めていきます。</p>
2	田中志摩子 (1日目5番)	<p><u>発言の主題：2 伊勢原市立図書館の利用状況について</u> (図書館・子ども科学館)</p> <p>(1) <u>図書館の現在の利用者の状況について</u></p> <p>図書館は、3月から休館としていましたが、6月16日より図書の貸出しを再開しました。</p> <p>現在、閲覧席等を1/2に減らしたり各種イベントを中止する等の感染防止対策は実施していますが、それ以外は通常のサービスに戻しています。</p> <p>なお、昨年と今年の7月の利用者状況を比較すると、入館者数は約61%、貸出者数は約77%、貸出点数は約81%となっています。</p> <p>(2) <u>コロナ禍で読書を推進するための取組について</u></p> <p>市民の読書要求に応えるため、4月1日から感染防止に配慮した上で臨時窓口を設置して、予約図書等の貸出しを開始しましたが、4月7日の政府の緊急事態宣言発出により臨時窓口を閉鎖しました。</p> <p>また、6月16日から、家庭で多く図書を読んでもらうよう貸出冊数を通常の10冊から20冊に増やしています。</p> <p>さらに、人と人との接触を減らす取組みとして、通常、夜間及び休館日のみの開放としていたブックポストについて、常時開放し返却だけのために入館しなくて済むようにしています。</p> <p>また、大人向けの「読書手帳」作成、9月には利用者が使用できる図書除菌機も設置予定であり、引き続き感染対策を実施しながら、市の読書活動を推進していきたいと考えています。</p>

3	大垣 真一 (1日目6番)	<p>発言の主題：1 大山道でつながるまちづくりについて (教育総務課歴史文化担当)</p> <p>・子どもから大人まで愛着を持ってもらうために取り組んでいる事業及び教育分野の視点による周知の必要性について (再々質問)</p> <p>教育委員会では、社会教育分野の取組みとして、大山道の道標調査が挙げられます。これは、市内の大山道とその道標を調査したもので、その成果が道標の文化財登録につながり、その他の活用事業の基礎となっています。</p> <p>また、市観光協会と協働で実施している大山道ウォークは、調査担当者が同行、解説しており、毎回多くの方に参加していただいています。</p> <p>学校分野の取組みとしては、小学校の副読本に日本遺産となった「大山詣り」を掲載するほか、神社や寺院とともに大山道の道標を取り上げ、身近にある歴史を体験する機会としています。</p> <p>中学生には、地域の伝統芸能を体験する大山能楽教室で、大山詣りについて紹介しています。</p> <p>さらに、市民団体の活動として、歴史解説アドバイザーらで組織する団体によるウォークイベントや、道標への解説板の設置等、多岐にわたる活動が展開されています。</p> <p>今後も、多くの皆さんに大山道の価値への理解と更なる愛着を感じていただけるよう取り組んでいきます。</p>
4	橋田 夏枝 (2日目1番)	<p>発言の主題：1 コロナ禍の公共施設の利用について (社会教育課)</p> <p>(1) 公共施設での個人情報の取扱いについて</p> <p>政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ作成された公民館のガイドラインでは、新型コロナウイルスの感染予防の取組みとして、氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成すること、また、来館者に対して、こうした情報を必要に応じて保健所等の公的機関へ提供すること等、個人情報を適切に取り扱うこととされています。</p> <p>これを受け、公民館では、利用者の感染が判明した場合、利用者名簿の提出をお願いすることとしました。提出された名簿は使用日から1ヶ月を経過した時点で廃棄、また、目的外には使用しないこととしています。利用者名簿を提出されない場合には、代表者に管理していただくこと、万が一の場合には、名簿を速やかに提出いただく等の協力をお願いしています。</p>

(1) 現在の状況について

小中学校における教育活動再開時には、文部科学省発出の衛生管理マニュアルや通知等を基本としたガイドラインを教育委員会で作成し、各校長へ通知しています。

学校では、まず、「感染源を絶つ」という視点から、児童生徒の登校後に健康観察カード等の確認を行い、咳や発熱などの症状がある場合は家庭での休養を勧めています。

次に、「感染経路を絶つ」という視点から、咳エチケットを踏まえたマスク着用や手洗い等の指導等を徹底しています。

また、「学びの保障」という視点から、学習計画を見直しつつ、密集する学習活動等を避けながら、わかりやすい指導方法等の工夫を続けています。

小学校の給食では、児童への配膳等の指導と同時に、児童の代わりに教職員が配膳を行ったり、給食調理員が配膳の補助を行う場合もあります。

中学校の部活動については、感染リスクの少ない活動から実施しました。大会や試合については、換気や消毒等の対応を図りながら、3年生の最後の活動の舞台をいかに感染症と熱中症の対策を行いながら実施するかを念頭に行いました。

こうした対応や配慮を行うことが、新たな仕事になっています。

(2) 現在教育委員会はどのような改善や支援を行っているのか

教職員が新型コロナウイルスへの対応を続けていることから、研修や会議等を中止又は机上研修に替える対応を行い、教職員が学校で子どもたちと関わったり、授業の準備をしたり、学年での情報共有等をできるように支援しています。

また、例年、夏休みを利用したポスターや感想文等の募集について、市のそれぞれの担当課が窓口となっているコンクール等のうち、学校で取りまとめを行ったり、教員等が審査を担っているものについては、各課と調整し、今年度は休止をお願いしました。

一方、現在、教室の共用部分の消毒作業やトイレ清掃等を教職員が行っているため、教職員が行っているため、教職員に大きな負担をかけていると認識しています。

教育委員会では、現在、スクール・サポート・スタッフの配置し、消毒作業を行う方向で調整しています。

トイレ清掃については、各学校からの要望を踏まえ、これまで専門業者に委託していた月2回の定期清掃の回数を増やす方向で調整しています。

(3) これからの学校の新たな取組

感染症対策に係るこれからの学校の新たな取組みは、学校・家庭・地域が一丸となり、学校教職員が感染防止に向けた高い意識をもって行動するとともに、児童生徒が感染リスクに対し、適切な行動がとれるよう感染防止に取り組む必要があると考えます。

教育委員会としても、教職員以外でもできる仕事を、スクール・サポート・スタッフの配置や外部委託により支援できるよう取り組んでいきます。

6	小沼 富夫 (2日目4番)	<p>発言の主題：1 コロナ禍における市主催行事等の開催について (社会教育課)</p> <p>・ 公民館まつりの進捗状況とコロナ対策及び開催の可否の判断 時期 (再質問)</p> <p>市主催行事について、3月末までの原則中止という方針が決定されたこと、準備に相応の時間を要すること、まつりの当日、密を避けることが難しいと考えられるため、中止とする方向で現在、関係者と調整しており、早急に決定をしたいと考えています。</p>
7	川添 康大 (3日目2番)	<p>発言の主題：1 保育園・学童保育・学校での感染症対応について (学校教育課)</p> <p>(1) 感染症マニュアルの作成 小中学校における感染症防止に向けた取組は、文部科学省策定のマニュアルを基本とするとともに、文部科学省からの通知等を踏まえ、安全な学校運営に努めています。 現段階においては、教育委員会としては感染症対策マニュアルを作成する予定はなく、国の動向や嘱託医、保健所としっかりと連絡を取りながら、国のマニュアル等に沿った対応を心がけていきます。</p> <p>(2) トイレ清掃の委託 米谷議員1-(2)と同じ</p> <p>(3) 学びの保障のための対応について よりきめ細やかな学習を保障するため、中学校3校に、7月下旬から3名の臨時的任用教員を任用し追加配置しました。 臨時的任用職員は、少人数授業やチームティーチングで活用します。このほか、非常勤講師を1名任用し、チームティーチングや個別指導等で活用する予定です。 なお、現時点では、小学校には臨時的任用教員の追加配置ができていないため、追加配置に向け引き続き取り組んでいきます。 スクール・サポート・スタッフについては、全小中学校に配置できるように準備をしています。 学習指導員については、今後、募集を行い、全小中学校に配置することで、児童生徒の学習のサポートを行えるよう、条件整備を図っていきたいと考えています。 35人以下学級への取組みについては、現在、神奈川県では小学校2年生を1学級35人で編制していますが、そのための加配教員が県から配置されなかった場合には、市で非常勤講師を充てて対応しています。 小学校3年生以上での35人以下学級への取組みについては、教員の増員が不可欠であると考えます。国や県に対して要望していますが、多額の財源が必要となることなどから早期実現は難しい状況です。 「学習保障に必要な人的体制の強化」については、今後も学校現場にとってよりよい方策を工夫していきます。</p>

8	相馬 欣行 (3日目3番)	<p>発言の主題：1 「しあわせ創造都市いせはら」を実現する具体策について (教育総務課)</p> <p>(1) 「しあわせ創造都市いせはら」を実現する具体策について</p> <p>ア 魅力ある子育て支援策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原小学校を田中笠窪線への移設検討を進め事前に土地を確保する必要性について (市長答弁) <p>学校は、子どもたちが学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては、スポーツ活動等の場であり、災害時には防災拠点ともなる重要な施設です。</p> <p>このため、本市では、施設の中長期的な維持管理や老朽化対策を計画的に推進するため、現在、学校施設を含む教育施設を含む教育施設の長寿命化計画の策定に取り組んでいます。</p> <p>小学校の建替えを見据えた用地の確保については、将来負担への影響等を慎重に見極める必要があります。</p> <p>長寿命化計画の策定過程において、施設更新の必要性や時期について、教育施設に求められる機能の確保や、児童数の将来見込み、更に、コストの縮減、予算の平準化等の視点から総合的に判断したいと考えます。</p>
9	越水 崇史 (3日目4番)	<p>発言の主題：1 本市の文化財保護について (教育総務課歴史文化担当)</p> <p>(1) 本市の文化財保護に対する市の役割について</p> <p>市の役割は、文化財所有者と情報を共有し、保存に適切な環境を整えていくこと、指定文化財については、国県の支援制度を有効活用し、調整を図っていくこと、活用に関しては、文化財の保存に影響のない方策を選択し、所有者や事業者と連絡を取りながら、効果的な取組みを進めていくこと、また、国内外に文化財の魅力を伝える情報発信に努めること、文化財の保存と活用に関わる人材を進めること、そして、一連の取組の基礎となる文化財の調査を継続的に実施していくこと等であると考えます。</p> <p>(2) 文化財所有者の役割と支援について</p> <p>文化財保護法では、文化財の管理責任は、国県の指定となっているものであっても、あくまで所有者にあるとされています。</p> <p>文化財所有者には、現在様々な負担をおかけしていると認識しており、貴重な文化財の維持管理を行うことは、多くの努力が必要と認識しています。</p> <p>なお、文化財所有者に対する支援制度として、指定等を受けている文化財の修理や活用のために、国、県、市ごとに支援制度が用意されています。</p> <p>(3) 文化財保護法の背景と本市への影響について</p> <p>文化財保護法は、平成30年に改正、平成31年4月から施行されました。改正の背景と目的としては、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止」が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。このために、地域における文</p>

		<p>化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」とされています。</p> <p>今回の改正の大きな特徴として、「文化財保存地域計画」が新たに位置付けられました。この計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることことで補助制度が利用しやすくなるとされており、現在、全国で16自治体が認定を受けています。</p> <p>歴史文化を地域の資産としてまちづくりに活かしていこうとする本市にとって、今後の取組を後押しする内容と捉えています。特に地域計画については、本市が歴史文化の保存と活用を計画的に遂行していく上で必要であり、現在、計画の作成に取り組んでいます。</p>
--	--	--

神奈川県市町村教育委員会連合会

令和2年度第2回役員会資料

次 第

1 審議事項

議案第1号 令和2年度神奈川県市町村教育委員会連合会研修会について

議案第2号 令和3年度神奈川県市町村教育委員会連合会負担金について

G I G Aスクール構想の実現に向けた計画等について

このことについて、国に提出する必要があったため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第2項の規定により臨時に代理したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年9月29日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

(1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

○各年度におけるICT活用目標

■ICT活用について

<2019年度> (状況)

- ・小学校高学年、中学校において週1回程度～月1回程度活用

<2020年度> (現状及び目標)

- ・小学校1年生～4年生において、週2回以上活用
- ・小学校5年生～中学校3年生において、各クラス1日1～2回以上活用
- ・端末の整備については、全台整備予定

<2021年度> (目標)

- ・小学校1年生～4年生において、週3回以上活用
- ・小学校5年生～中学校3年生において、各クラス1日1～3回以上活用

<2022年度> (目標)

- ・整備済の各学年において、各クラス1日1～3回以上活用

■臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用したオンラインによる学習支援

- ・Web会議システムを利用した朝の会を実施
- ・学習支援ソフト等を用いて課題の配信・回収・レビューを実施
- ・(感染症による休校時等においては) 一日2単位時間を目安に、Web会議システムを利用し、同時双方向の遠隔・オンライン教育を実施
- ・整備を行った端末の利用を基本としつつ、未整備の学年については家庭の端末を利用

○指導体制の強化や働き方改革(校務の効率化)への対応

・ICT支援員を以下の予定で配置し、授業支援、校務支援、環境整備、校内研修等のサポートを行う。

2020年度・・・14校に1人

2021年度・・・4校に1人

2022年度・・・4校に1人

○達成状況を踏まえたフォローアップ

- ・各年度終了後、各学校の活用状況を把握し、状況に応じて、ICT活用に関する研修等を実施する。
- ・各年度のICT活用指導力調査の結果を踏まえ、研修内容を検討するなど研修会の充実を図る。
- ・各校の実践例をグループウェア等を通じて市内小中学校への周知を図る。

(2) 通信ネットワーク環境整備計画

○校内LAN整備計画

- ・小学校10校、中学校4校は、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に1Gbpsの校内LANを整備予定。
- ・インターネット回線については、光回線により、令和2年度中に増強予定。

(3) 学習者用コンピュータ配備計画

令和2年度に1人1台端末を全台整備予定

(4) 広域・大規模での共同調達実施計画

○共同調達の実施の有無

実施予定あり / 実施予定なし

※いずれかに○を付けること。

(5) 計画の取扱い等に関する事項

- ・本計画を学校における情報化を推進していく上での中心的な取り組みとして活用する。
- ・本計画の内容については、市内小中学校及び関係部署等と情報を共有し円滑な実施を図る。また、その取組や成果等については適宜市や学校を通じて保護者や地域等へ周知を図る。